

平成22年8月13日

第2205号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

○都市計画の変更による送付図書の縦覧(405・都市計画課)..... 1

公 告

○公の施設の指定管理者の募集(観光課) 11件..... 1

○土地改良区の役員の退任の届出(山本地域振興局農林部).....21

告 示

秋田県告示第405号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、横手市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年8月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき図書

平鹿都市計画及び十文字都市計画用途地域の変更、横手都市計画、平鹿都市計画、十文字都市計画及び増田都市計画道路の変更、横手都市計画、平鹿都市計画、十文字都市計画及び増田都市計画公園の変更、十文字都市計画墓園の変更、横手都市計画、平鹿都市計画、十文字都市計画及び増田都市計画下水道の変更、横手都市計画及び十文字都市計画ごみ焼却場の変更、横手都市計画火葬場の変更並びに十文字都市計画土地区画整理事業の変更の総括図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

公 告

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年8月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県営由利高原オートキャンプ場

(2) 所在地

秋田県由利本荘市西沢字南由利原

(3) 設置目的等

恵まれた自然の中で県民が自由時間を利用して行う観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与する。

(4) 規模等

敷地面積約21,724㎡

(5) 主な施設

管理棟、炊事棟、便所棟、テントサイト、プレイグラウンド、給排水衛生施設、電気施設

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 秋田県営由利高原オートキャンプ場(以下「由利高原オートキャンプ場」という。)の利用の促進に関する業務

(4) その他由利高原オートキャンプ場の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(予定)

4 申請をする団体に必要な資格

(1) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

(2) 申請をすることができない団体(代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む)

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書

イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類(団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)

カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク 類似施設における業務実績を記載した書類

ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書(申請書提出日前1月以内に交付されたもの)

コ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県産業労働部観光課観光企画班(電話018-860-2265)

(3) 提出期限

平成22年10月8日(金)午後5時15分まで(郵送による提出の場合は、当日必着)

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 秋田県産業労働部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 由利高原オートキャンプ場の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ その他知事が必要と認めて定める基準。

(2) 指定管理者の候補者選定の時期及び通知

選定は、平成22年10月下旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年8月13日(金)から同年10月8日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(定形外角形2号)を郵送等により送付すること。

8 説明会

(1) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

(2) その他

説明会への参加を希望する者は、平成22年8月27日(金)までに、10に掲げる場所へ説明会参加申込書を提出すること。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となる。
- (4) 使用している備品等に、現在の指定管理者が所有しているものがある。
- (5) 指定管理者は、施設内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- (6) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- (7) その他詳細は、募集要項による。

10 問い合わせ先

秋田県産業労働部観光課観光企画班

(電話番号018-860-2265 ファクシミリ018-860-3868 E-mail kanko@pref.akita.lg.jp)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年8月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県営八幡平オートキャンプ場

(2) 所在地

秋田県鹿角市八幡平字切留平

(3) 設置目的等

恵まれた自然の中で県民が自由時間を利用して行う観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与する。

(4) 規模等

敷地面積約189,376㎡

(5) 主な施設

管理棟、ケビン棟、サンタリー棟、テントサイト、多目的広場、バーベキュー広場、給排水衛生施設、電気施設

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 秋田県営八幡平オートキャンプ場(以下「八幡平オートキャンプ場」という。)の利用の促進に関する業務
- (4) その他八幡平オートキャンプ場の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(予定)

4 申請をする団体に必要な資格

(1) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

(2) 申請をすることができない団体(代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む)

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書

イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク 類似施設における業務実績を記載した書類

ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）

コ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県産業労働部観光課観光企画班（電話018-860-2265）

(3) 提出期限

平成22年10月8日（金）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は、当日必着）

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 秋田県産業労働部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 八幡平オートキャンプ場の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ その他知事が必要と認めて定める基準。

(2) 指定管理者の候補者選定の時期及び通知

選定は、平成22年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年8月13日（金）から同年10月8日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を郵送等により送付すること。

8 説明会

(1) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

(2) その他

説明会への参加を希望する者は、平成22年8月27日（金）までに、10に掲げる場所へ説明会参加申込書を提出すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) 利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となる。

(4) 使用している備品等に、現在の指定管理者が所有しているものがある。

(5) 指定管理者は、施設内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。

(6) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定

管理者に必要な指示をすることがある。

(7) その他詳細は、募集要項による。

10 問い合わせ先

秋田県産業労働部観光課観光企画班

(電話番号018-860-2265 ファクシミリ018-860-3868 E-mail kanko@pref.akita.lg.jp)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年8月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県営大潟スポーツ宿泊センター

(2) 所在地

秋田県南秋田郡大潟村字北一丁目3番地

(3) 設置目的等

県民が自由時間を利用して行う観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与する。

(4) 規模等

鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地上8階 塔屋 延床面積約6,706㎡

(5) 主な施設

客室、レストラン、広域交流ホール、宴会場、軽食コーナー、浴場、厨房、機械室、事務室

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 秋田県営大潟スポーツ宿泊センター（以下「大潟スポーツ宿泊センター」という。）の利用の促進に関する業務

(4) その他大潟スポーツ宿泊センターの管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

4 申請をする上で必要な条件

大潟スポーツ宿泊センターの効率的かつ効果的な管理を図るため、大潟村ふるさと交流施設（大潟スポーツ宿泊センターと合築）に係る指定管理者の申請を大潟村に対して併せて行うこと。

5 申請をする団体に必要な資格

(1) 申請をする団体に必要な資格

ア 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

イ 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条の規定に基づくもの。（下宿営業を除く。））及び飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づくもの。）を現在営んでいるもの。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

6 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書

イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク 類似施設における業務実績を記載した書類

ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）

コ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県産業労働部観光課観光企画班（電話018-860-2265）

(3) 提出期限

平成22年10月8日（金）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は、当日必着）

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

7 選定の方法、基準及び時期

(1) 秋田県産業労働部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 大潟スポーツ宿泊センターの設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ その他知事が必要と認めて定める基準。

(2) 指定管理者の候補者選定の時期及び通知

選定は、平成22年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知する。

8 募集要項の交付

6(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年8月13日（金）から同年10月8日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を郵送等により送付すること。

9 説明会

(1) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

(2) その他

説明会への参加を希望する者は、平成22年8月27日（金）までに、11に掲げる場所へ説明会参加申込書を提出すること。

10 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) 利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となる。

(4) 使用している備品等に、現在の指定管理者が所有しているものがある。

(5) 指定管理者は、施設内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。

(6) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(7) その他詳細は、募集要項による。

11 問い合わせ先

秋田県産業労働部観光課観光企画班

（電話番号018-860-2265 ファクシミリ018-860-3868 E-mail kanko@pref.akita.lg.jp）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年8月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県営秋の宮山荘

(2) 所在地

秋田県湯沢市雄勝秋の宮字殿上1番地の1

(3) 設置目的等

県民が自由時間を利用して行う観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与する。

(4) 規模等

鉄筋コンクリート造 地上3階 塔屋 延床面積約4,936㎡

(5) 主な施設

客室、レストラン、大宴会場、集会室3室、浴場、厨房、機械室、事務室

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 秋田県営秋の宮山荘（以下「秋の宮山荘」という。）の利用の促進に関する業務

(4) その他秋の宮山荘の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格

(1) 申請をする団体に必要な資格

ア 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

イ 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条の規定に基づくもの。（下宿営業を除く。））及び飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づくもの。）を現在営んでいるもの。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書

イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク 類似施設における業務実績を記載した書類

ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）

コ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県産業労働部観光課観光企画班（電話018-860-2265）

(3) 提出期限

平成22年10月8日（金）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は、当日必着）

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 秋田県産業労働部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 秋の宮山荘の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ その他知事が必要と認めて定める基準。

(2) 指定管理者の候補者選定の時期及び通知

選定は、平成22年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年8月13日（金）から同年10月8日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を郵送等により送付すること。

8 説明会

(1) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

(2) その他

説明会への参加を希望する者は、平成22年8月27日（金）までに、10に掲げる場所へ説明会参加申込書を提出すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) 利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となる。

(4) 使用している備品等に、現在の指定管理者が所有しているものがある。

(5) 指定管理者は、施設内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。

(6) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(7) その他詳細は、募集要項による。

10 問い合わせ先

秋田県産業労働部観光課観光企画班

（電話番号018-860-2265 ファクシミリ018-860-3868 E-mail kanko@pref.akita.lg.jp）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年8月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県営鳥海観光宿泊センター

(2) 所在地

秋田県由利本荘市鳥海町猿倉字奥山前8番地の45

(3) 設置目的等

県民が自由時間を利用して行う観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与する。

(4) 規模等

鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋造・鉄骨造 地上5階地下1階 塔屋 従業員宿舎 延床面積約7,562㎡

- (5) 主な施設
客室、レストラン、宴会場、浴場、厨房、機械室、事務室
- 2 指定管理者に行わせる管理の業務
 - (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (3) 秋田県営鳥海観光宿泊センター（以下「鳥海観光宿泊センター」という。）の利用の促進に関する業務
 - (4) その他鳥海観光宿泊センターの管理に関し知事が必要と認める業務
- 3 管理を行わせる期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）
- 4 申請をする団体に必要な資格
 - (1) 申請をする団体に必要な資格
 - ア 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
 - イ 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条の規定に基づくもの。（下宿営業を除く。））及び飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づくもの。）を現在営んでいるもの。
 - (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）
 - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
 - ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの
 - エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
 - オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
 - カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの
- 5 申請の手続
 - (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - ア 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書
 - イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
 - エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
 - オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
 - カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
 - キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
 - ク 類似施設における業務実績を記載した書類
 - ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
 - コ その他知事が必要と認める書類
 - (2) 提出場所
郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県産業労働部観光課観光企画班（電話018-860-2265）
 - (3) 提出期限
平成22年10月8日（金）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は、当日必着）
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
 - (1) 秋田県産業労働部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
 - ア 県民の平等な利用が確保されること。
 - イ 鳥海観光宿泊センターの設置の目的が効果的に達成されること。
 - ウ 効率的な管理が行われること。
 - エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ その他知事が必要と認めて定める基準。

(2) 指定管理者の候補者選定の時期及び通知

選定は、平成22年10月下旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年8月13日(金)から同年10月8日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(定形外角形2号)を郵送等により送付すること。

8 説明会

(1) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

(2) その他

説明会への参加を希望する者は、平成22年8月27日(金)までに、10に掲げる場所へ説明会参加申込書を提出すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) 利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となる。

(4) 使用している備品等に、現在の指定管理者が所有しているものがある。

(5) 指定管理者は、施設内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。

(6) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(7) その他詳細は、募集要項による。

10 問い合わせ先

秋田県産業労働部観光課観光企画班

(電話番号018-860-2265 ファクシミリ018-860-3868 E-mail kanko@pref.akita.lg.jp)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年8月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県営十和田観光宿泊センター

(2) 所在地

秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字鉛山

(3) 設置目的等

県民が自由時間を利用して行う観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与する。

(4) 規模等

本館 木造一部鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階、別館 鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階 延床面積約7,786㎡

(5) 主な施設

客室、レストラン、宴会場、浴場、厨房、機械室、事務室

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 秋田県営十和田観光宿泊センター(以下「十和田観光宿泊センター」という。)の利用の促進に関する業務

(4) その他十和田観光宿泊センターの管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(予定)

4 申請をする団体に必要な資格

- (1) 申請をする団体に必要な資格
 - ア 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
 - イ 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条の規定に基づくもの。（下宿営業を除く。））及び飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づくもの。）を現在営んでいるもの。
 - (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）
 - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
 - ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの
 - エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
 - オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
 - カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの
- 5 申請の手続
- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - ア 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書
 - イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
 - エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
 - オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
 - カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
 - キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
 - ク 類似施設における業務実績を記載した書類
 - ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
 - コ その他知事が必要と認める書類
 - (2) 提出場所
郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県産業労働部観光課観光企画班（電話018-860-2265）
 - (3) 提出期限
平成22年10月8日（金）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は、当日必着）
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
- (1) 秋田県産業労働部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
 - ア 県民の平等な利用が確保されること。
 - イ 十和田観光宿泊センターの設置の目的が効果的に達成されること。
 - ウ 効率的な管理が行われること。
 - エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
 - オ その他知事が必要と認めて定める基準。
 - (2) 指定管理者の候補者選定の時期及び通知
選定は、平成22年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知する。
- 7 募集要項の交付
- 5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年8月13日（金）から同年10月8日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を郵送等により送付すること。
- 8 説明会
- (1) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

(2) その他

説明会への参加を希望する者は、平成22年8月27日(金)までに、10に掲げる場所へ説明会参加申込書を提出すること。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となる。
- (4) 使用している備品等に、現在の指定管理者が所有しているものがある。
- (5) 指定管理者は、施設内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- (6) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- (7) その他詳細は、募集要項による。

10 問い合わせ先

秋田県産業労働部観光課観光企画班

(電話番号018-860-2265 ファクシミリ018-860-3868 E-mail kanko@pref.akita.lg.jp)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年8月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県営男鹿オートキャンプ場

(2) 所在地

秋田県男鹿市北浦北浦字平岱山

(3) 設置目的等

恵まれた自然の中で県民が自由時間を利用して行う観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与する。

(4) 規模等

敷地面積約103,279㎡

(5) 主な施設

管理棟、サニタリー棟、コテージ、テントサイト、キャンピングカーサイト、給排水衛生施設、電気施設

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 秋田県営男鹿オートキャンプ場(以下「男鹿オートキャンプ場」という。)の利用の促進に関する業務
- (4) その他男鹿オートキャンプ場の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(予定)

4 申請をする団体に必要な資格

(1) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

(2) 申請をすることができない団体(代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む)

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

5 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - ア 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書
 - イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
 - エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
 - オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
 - カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
 - キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
 - ク 類似施設における業務実績を記載した書類
 - ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
 - コ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所
郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県産業労働部観光課観光企画班（電話018-860-2265）
- (3) 提出期限
平成22年10月8日（金）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は、当日必着）
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

- (1) 秋田県産業労働部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
 - ア 県民の平等な利用が確保されること。
 - イ 男鹿オートキャンプ場の設置の目的が効果的に達成されること。
 - ウ 効率的な管理が行われること。
 - エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
 - オ その他知事が必要と認めて定める基準。
- (2) 指定管理者の候補者選定の時期及び通知
選定は、平成22年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年8月13日（金）から同年10月8日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を郵送等により送付すること。

8 説明会

- (1) 日時及び場所
募集要項に記載する日時及び場所
- (2) その他
説明会への参加を希望する者は、平成22年8月27日（金）までに、10に掲げる場所へ説明会参加申込書を提出すること。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となる。
- (4) 使用している備品等に、現在の指定管理者が所有しているものがある。
- (5) 指定管理者は、施設内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- (6) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定

管理者に必要な指示をすることがある。

(7) その他詳細は、募集要項による。

10 問い合わせ先

秋田県産業労働部観光課観光企画班

(電話番号018-860-2265 ファクシミリ018-860-3868 E-mail kanko@pref.akita.lg.jp)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年8月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県営宮沢オートキャンプ場

(2) 所在地

秋田県男鹿市野石字大湯沢下

(3) 設置目的等

恵まれた自然の中で県民が自由時間を利用して行う観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与する。

(4) 規模等

敷地面積約52,216㎡

(5) 主な施設

管理棟、サニタリー棟、テントサイト、キャンピングカーサイト、広場兼用サイト、給排水衛生施設、電気施設

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 秋田県営宮沢オートキャンプ場（以下「宮沢オートキャンプ場」という。）の利用の促進に関する業務

(4) その他宮沢オートキャンプ場の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格

(1) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書

イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

- ク 類似施設における業務実績を記載した書類
- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所
郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県産業労働部観光課観光企画班（電話018-860-2265）
- (3) 提出期限
平成22年10月8日（金）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は、当日必着）
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
- (1) 秋田県産業労働部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ 宮沢オートキャンプ場の設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ その他知事が必要と認めて定める基準。
- (2) 指定管理者の候補者選定の時期及び通知
選定は、平成22年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知する。
- 7 募集要項の交付
5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年8月13日（金）から同年10月8日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を郵送等により送付すること。
- 8 説明会
- (1) 日時及び場所
募集要項に記載する日時及び場所
- (2) その他
説明会への参加を希望する者は、平成22年8月27日（金）までに、10に掲げる場所へ説明会参加申込書を提出すること。
- 9 その他
- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となる。
- (4) 使用している備品等に、現在の指定管理者が所有しているものがある。
- (5) 指定管理者は、施設内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- (6) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- (7) その他詳細は、募集要項による。
- 10 問い合わせ先
秋田県産業労働部観光課観光企画班
（電話番号018-860-2265 ファクシミリ018-860-3868 E-mail kanko@pref.akita.lg.jp）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年8月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

- (1) 名称
秋田県営田沢湖オートキャンプ場
- (2) 所在地

秋田県仙北市田沢湖田沢字湯前

(3) 設置目的等

恵まれた自然の中で県民が自由時間を利用して行う観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与する。

(4) 規模等

敷地面積約48,105㎡

(5) 主な施設

管理棟、サニタリー棟、テントサイト、キャンピングカーサイト、プレイグラウンド、給排水衛生施設、電気施設

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 秋田県営田沢湖オートキャンプ場（以下「田沢湖オートキャンプ場」という。）の利用の促進に関する業務

(4) その他田沢湖オートキャンプ場の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格

(1) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書

イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク 類似施設における業務実績を記載した書類

ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）

コ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県産業労働部観光課観光企画班（電話018-860-2265）

(3) 提出期限

平成22年10月8日（金）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は、当日必着）

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 秋田県産業労働部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- ア 県民の平等な利用が確保されること。
イ 田沢湖オートキャンプ場の設置の目的が効果的に達成されること。
ウ 効率的な管理が行われること。
エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
オ その他知事が必要と認めて定める基準。
- (2) 指定管理者の候補者選定の時期及び通知
選定は、平成22年10月下旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知する。
- 7 募集要項の交付
5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年8月13日(金)から同年10月8日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(定形外角形2号)を郵送等により送付すること。
- 8 説明会
(1) 日時及び場所
募集要項に記載する日時及び場所
(2) その他
説明会への参加を希望する者は、平成22年8月27日(金)までに、10に掲げる場所へ説明会参加申込書を提出すること。
- 9 その他
(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
(2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
(3) 利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となる。
(4) 使用している備品等に、現在の指定管理者が所有しているものがある。
(5) 指定管理者は、施設内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
(6) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
(7) その他詳細は、募集要項による。
- 10 問い合わせ先
秋田県産業労働部観光課観光企画班
(電話番号018-860-2265 ファクシミリ018-860-3868 E-mail kanko@pref.akita.lg.jp)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年8月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

- (1) 名称
秋田県ふるさと村(秋田県立近代美術館を除く。以下同じ。)
- (2) 所在地
秋田県横手市赤坂字富ヶ沢62番地46
- (3) 設置目的等
秋田県の文化遺産を次代に継承するとともに、郷土の文化を創造する機会を提供し、及び観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もって県民のゆとりのある文化的な生活の向上に寄与する。
- (4) 規模等
敷地面積 156,100㎡
延床面積 18,167㎡
- (5) 主な施設
ドーム劇場、スノーホワイト城、かまくらシアター、工芸展示館、工芸工房、手づくり体験工房、本館ふるさと広場、本館ふるさと市場、ふるさと料理館、休憩所

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

- (3) 秋田県ふるさと村（以下「ふるさと村」という。）の利用の促進に関する業務
- (4) その他ふるさと村の管理に関し知事が必要と認める業務
- 3 管理を行わせる期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）
- 4 申請をする団体に必要な資格
- (1) 申請をする団体に必要な資格
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）
- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
- ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの
- エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
- オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- カ 役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの
- 5 申請の手続
- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
- ア 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書
- イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 類似施設における業務実績を記載した書類
- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所
郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県産業労働部観光課観光企画班（電話018-860-2269）
- (3) 提出期限
平成22年10月8日（金）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は当日必着）
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
- (1) 秋田県産業労働部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ ふるさと村の設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ その他知事が必要と認めて定める基準。
- (2) 指定管理者の候補者選定の時期及び通知
選定は、平成22年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知する。
- 7 募集要項の交付
5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年8月13日（金）から同年10月8日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を郵送等によ

り送付すること。

8 説明会

(1) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

(2) その他

説明会への参加を希望する者は、平成22年9月2日(木)までに、10に掲げる場所へ説明会参加申込書を提出すること。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 秋田県ふるさと村の管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。
- (4) 指定期間の予算総額は819,355千円を限度とする。
- (5) 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定める。
- (6) 利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となる。
- (7) 使用している備品等に、現在の指定管理者が所有しているものがある。
- (8) 指定管理者は、施設内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- (9) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- (10) その他詳細は、募集要項による。

10 問い合わせ先

秋田県産業労働部観光課観光企画班

(電話番号018-860-2269 ファクシミリ018-860-3868 E-mail kanko@pref.akita.lg.jp)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年8月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県田沢湖スキー場

(2) 所在地

秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野73番地の2

(3) 設置目的等

スポーツ及び観光レクリエーション活動の振興を図り、もって県民の健康の増進及び観光の振興に資する。

(4) 規模等

ゲレンデ約100ヘクタール 13コース

(5) 主な施設

クワッドリフト2基、ペアリフト4基

管理センター1棟、スキーセンター1棟、レストハウス3棟、駐車場7カ所(7.4ヘクタール)

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 秋田県田沢湖スキー場(以下「田沢湖スキー場」という。)の利用の促進に関する業務
- (4) その他田沢湖スキー場の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年6月1日から平成28年5月31日まで(予定)

4 申請をする団体に必要な資格

(1) 申請をする団体に必要な資格

スキー場の経営実績を有する法人その他の団体であること。

(2) 申請をすることができない団体(代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む)

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の

指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

(3) その他

平成23年~24年シーズンの田沢湖スキー場の営業開始までに、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に規定する索道事業の経営に必要な条件を具備することができること。

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書

イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類(団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)

カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク スキー場の経営実績に関する書類

ケ 安全統括管理者(予定者)等の配置計画に関する書類

コ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書(申請書提出日前1月以内に交付されたもの)

サ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県産業労働部観光課観光企画班(電話018-860-2269)

(3) 提出期限

平成22年10月8日(金)午後5時15分まで(郵送による提出の場合は、当日必着)

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 秋田県産業労働部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 田沢湖スキー場の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ その他知事が必要と認めて定める基準。

(2) 指定管理者の候補者選定の時期及び通知

選定は、平成22年10月下旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年8月13日(金)から同年10月8日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(定形外角形2号)を郵送等により送付すること。

8 説明会

(1) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

(2) その他

説明会への参加を希望する者は、平成22年9月7日(火)までに、10に掲げる場所へ説明会参加申込書を提出すること。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となる。
- (4) 使用している備品等に、現在の指定管理者が所有しているものがある。
- (5) 指定管理者は、施設内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- (6) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- (7) その他詳細は、募集要項による。

10 問い合わせ先

秋田県産業労働部観光課観光企画班

(電話番号018-860-2269 ファクシミリ018-860-3868 E-mail kanko@pref.akita.lg.jp)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、秋田県能代地区土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名
能代市朴瀬字家後36番地

鷺 尾 弘

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号